

河内長野市財政健全化プログラム

(案)

平成15年12月

河 内 長 野 市

河内長野市財政健全化プログラム（案） 目次

はじめに

I 本市財政の現状及び今後の見通し

1 概況	P 2
(1) 決算規模及び決算収支の状況		
(2) 財政構造の硬直化		
經常収支比率の状況		
公債費指標の状況		
地方債残高の状況		
積立金残高の状況		
2 歳入の状況	P 9
(1) 市税収入の状況		
(2) 地方交付税の状況		
3 歳出の状況	P11
(1) 性質別歳出の状況		
一般財源ベースから見た性質別歳出		
(2) 義務的経費の状況		
人件費		
扶助費		
公債費		
(3) その他の経費の状況		
物件費		
補助費等		
繰出金等		
普通建設事業費		
4 財政危機の主な要因	P16
(1) 歳入面		
(2) 歳出面		
(3) 従来意識		
(4) 人口の減少		
5 財政健全化の必要性	P19
6 本市財政の収支見通し	P20
(1) 収支見通しの考え方		
歳入見通しの考え方		
歳出見通しの考え方		
(2) 収支見通しの状況		

II 財政健全化の基本的な考え方

1 財政健全化の基本方針	P24
(1) 行政サービスの分類・整理		
(2) 財政健全化の基本方針		
2 分類ごとの健全化方針	P25
(1) 行政が責務として行う事業の健全化		
徹底した合理化による効率性の確保		
サービス提供範囲・内容の見直し		
時代に対応するサービス提供内容などの見直し		
ハコモノなどの建設投資の抑制		
(2) 市民と行政が協働して行う事業の行政の役割		
総合的な情報公開の推進などを通じた市民との信頼関係の確立		
市民の自主的な活動の育成と支援		
自主的な活動との協働による事業運営の実現		
(3) 市民が主体となって対応すべき事業への行政関与		
自主・自立の活動を基本とする行政関与の最小限化		
自立促進支援への転換		
(4) 民間で対応可能な事業への行政関与		
3 資源を最大化するための歳入の確保	P29
4 全庁・全市民的な推進	P30
5 財政健全化プログラムの目標	P30
6 財政健全化プログラムの実施期間	P30
7 進行管理と見直し	P30
8 財政健全化プログラム実施による収支見通し	P30

III 具体的な健全化方策

1 歳出削減に向けた取り組み		
(1) 人件費の抑制	P32
職員数の削減による人件費の抑制		
給与費等の削減		
勸奨退職制度の充実		
嘱託員の再編と活用		
アルバイトの活用		

嘱託員、アルバイト職員の単価の精査と勤務時間の弾力的運用
その他の見直し

(2)	事務経費の削減 類似事業の統廃合 IT化の推進による事務経費の節減 事務事業の必要性の再点検、合理化 各種職員研修の再点検 各種研究会などへの参加の見直し 各種団体の事務局体制の見直し	P37
(3)	委託料の見直し 施設管理委託料の見直し 専門的な業務の委託の見直し イベントなどの事業の見直し 団体補助的な委託の見直し 業務の委託の推進	P41
(4)	建設投資の抑制 施設整備の抑制 経常経費を抑制できる投資の検討 一部事業の凍結・ペースダウン	P48
(5)	補助金の見直し 事業補助の見直し 団体事業補助の見直し イベント補助の見直し 奨励補助金の見直し その他補助金の見直し	P50
(6)	給付金の見直し	P53
(7)	その他住民サービスの見直し 不必要な事業の廃止ではなく、必要な事業のみを実施することへ転換する 補助事業から単独事業への転換を図らない ボランティアなどの市民活動と市の事業の連携	P55
(8)	施設の見直し 管理経費の合理化 市民との協働による管理運営 施設の統廃合の検討	P57
(9)	外郭団体など見直し 外郭団体の見直し 一部事務組合の見直し	P60

国際交流協会の見直し その他各種団体の見直し		
(10) 公営事業会計の健全化 国民健康保険事業勘定特別会計 公共下水道事業特別会計 水道事業特別会計	P64
(11) 公債費の抑制 新規発行額の抑制 減債基金活用による長期的な抑制 地方債発行の競争原理の徹底	P67
2 歳入確保に向けた取り組み		
(1) 徴収率の向上 徴収体制の強化 徴収方法の利便性の向上 適正課税の推進	P69
(2) 受益者負担の適正化 使用料の見直し 手数料の見直し 減免措置の見直し 徴収の徹底 見直しの実施時期 料金改定時期のルール化 経費の節減・合理化	P72
(3) その他の歳入確保 市有地の売却 市有地貸付料の有償化、増額 広報紙などの広告収入 基金の見直し	P75
IV 抜本的な構造改革に向けた取り組み	P76
1 サービス提供の対価としての負担		
2 第4次総合計画の実現に向けた施策展開力の確保		
3 開かれた行政の実現と市民との協働の推進		
4 職員の意識改革の推進		
5 新たな行政経営の取り組み		
(1) 投資的経費の削減に向けた取り組み		
(2) インセンティブ予算の実施		

はじめに

本市は、過去2度にわたり財政再建準用団体に陥り、その苦渋の中で数々の今日的行政改革を先行実施してきたことに加え、日本経済の発展を基盤として本市収入の根幹をなす市税収入は増加を続け、将来を見据えて基金醸成を行いながらも、都市機能の高度化に向けた基盤整備事業の推進を始め、時代潮流による福祉・教育を中心とするソフト施策の充実、さらには市民生活に直結し最重要課題であった第2清掃工場の建設とその周辺環境対策の推進などに努めてきた。

しかし、バブル経済崩壊の影響が本格化し始めてからは、政府の数次にわたる経済対策も景気回復に結びつかず、市税収入は平成9年度をピークに毎年減少し続け、また、地方交付税も本来の財源保障機能を果たさなくなり、過去に類を見ない経常一般財源収入が減少するという事態になってきている。加えて日本経済のデフレ傾向や高齢化の進展、労働力人口の減少なども顕著となり、本市では、平成12年2月をピークとする人口減少も重なる中、歳出面においては、過去の公共事業拡大や恒久的な減税などの影響に伴う公債費は増加を続け、福祉・医療を中心とする扶助的経費も増加の一途をたどるなど、財政状況は止まることなく悪化している。

こうした状況に対応すべく、平成10年度に行政改革大綱を定め、簡素で効率的な行財政運営に向けた変革に取り組んできたところであるが、自ら経済対策を講じる術も無い中においては、歳出抑制を中心に対応せざるを得なく、平成11年度予算から5年連続でマイナスシーリングを行うなど、積極的にその推進を図ってきたが、歳入のベースをなす経済情勢はデフレ化という予測し得ない事態にまで悪化し、歳出抑制も決して抜本的な改革までには至っていないのが現状である。

今後においても、少子高齢化対応を中心とする扶助的経費の増高は抑えることができず、また都市基盤の整備や既存施設の維持を含む一定の投資的事業は行政として必要不可欠であり、さらに政府は、構造改革における三位一体改革の中で、行政の徹底した効率化と縮減・合理化による地方財政全体の規模縮小を進めようとしており、その影響が大きく懸念されるところである。このような状況で現在の行政水準を維持すると、これまで長期的な視点で積み立ててきた貴重な調整財源としての財政調整基金や減債基金などが、数年後には無くなってしまいうのみならず、平成22年度には三度財政再建準用団体に転落することも想定されるところである。

そこで、この厳しい財政状況を乗り切るとともに、新たな市民ニーズや将来のまちづくりに対応し自主・自立の自治体経営を行っていくため、「歳入に見合う歳出」という原則を改めて意図する中で、「これまでの行財政運営を根本から見つめ直し、行財政システムの構造を抜本的に改革する」ことを主眼として、財政健全化プログラムを策定するものである。

なお、本プログラムは、平成14年度に策定した「河内長野市財政健全化計画(案)」の主旨に則り、その具体化を図る方向で策定を行うものとする。